

## 事業所・飲食店向け



# 2020年4月から 事業所、飲食店など多くの施設において **屋内は原則禁煙になりました**

改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行されております。

ご存じですか?

**POINT 1** 20歳未満の方は  
喫煙エリアへの  
立ち入りが禁止

**POINT 2** 屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が  
必要

**POINT 3** 喫煙室には  
標識掲示が  
義務付け



\*標識は厚生労働省の[□](#)からダウンロードできます

改正健康増進法では、原則屋内禁煙となります。

しかし、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。喫煙室を設ける場合は、施設のタイプによって設置可能な喫煙室が異なります。

### ◆喫煙が可能となる4タイプの喫煙室について

の種別	喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
な設置可能者	一般的な事業者が適合	一般的な事業者が適合	特定事業目的施設に限定	既存特定飲食提供施設に限定
各標識	喫煙専用室あり Designated smoking room available	加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available	喫煙目的室あり Smoking room available	喫煙可能室あり Smoking room available



小さなお子さまを連れた  
ご家族での施設利用の  
際は、ご注意ください

20歳未満の方については、  
喫煙エリアへは立ち入り禁止  
となります。ご家族での施設  
利用の際はご注意ください。

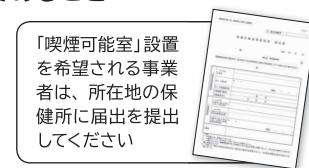
### 事業者の皆さまへ

20歳未満の従業員も立ち入  
ることはできません。万が一、  
20歳未満の方を喫煙エ  
リアに立ち入らせた場合、施  
設の管理者は義務違反の対  
象となります。

### ※既存特定飲食提供施設とは

- ◆条件1 2020年4月1日時点で営業している飲食店であること
- ◆条件2 資本金5,000万円以下であること
- ◆条件3 客席面積100m<sup>2</sup>以下であること

上記3つの条件を満たしている事業者の該当施設に限り、  
既存特定飲食提供施設として、「喫煙可能室」の設置を選択  
することができます。



改正健康増進法について、より詳しい情報は以下のWebサイトでご確認ください。

厚生労働省  
特設サイト



厚生労働省  
(法令など  
掲載ページ)



京都府の  
受動喫煙  
防止対策



### 問い合わせ先

#### 所在地の保健所にご連絡ください

※京都市内の施設については、TEL 075-746-6794の専用窓口までお問い合わせください。

乙訓保健所 TEL 075-933-1153

山城北保健所 TEL 0774-21-2192

山城南保健所 TEL 0774-72-0981

南丹保健所 TEL 0771-62-4753

中丹西保健所 TEL 0773-22-6381

中丹東保健所 TEL 0773-75-0806

丹後保健所 TEL 0772-62-4312